

[事案 24-8] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 6 月 14 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 24-7]の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

銀行員（募集人）の説明不十分により、商品内容を誤解していたとして、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 9 月、募集人に勧められて変額個人年金保険（一時払保険料 800 万円）を契約した。その際、「運用利益から年金が受け取れる。元本は保証されている」との認識で契約を締結したが、実際には、一時払保険料を取り崩して年金の支払いがなされ、中途解約すると元本割れすることが分かった。よって、契約を無効にして既払込保険料を返してほしい。

<保険会社の主張>

下記のとおり、募集行為に瑕疵はないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は生命保険商品であり、預金とは異なり、元本保証はないことを説明している。
- (2) 資料等を用いて、払込んだ保険料（積立金）から年金が支払われ、その分、運用原資となる積立金が減っていくことを説明している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の請求を、①要素の錯誤（民法 95 条本文）による無効、②消費者契約法（不実告知、不利益事実不告知）による取消し、③詐欺による取消し、④債務不履行にもとづく損害賠償を主張するものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、申立人の夫、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、下記のとおり本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 下記の事実より、募集人が、元本が保証されると言ったことはなく、運用実績が悪ければ、年金は元本を取り崩して支払われる可能性があること、中途解約すると解約控除があり、解約返戻金が一時払保険料を下回る可能性があることの説明はなされていたと認められる。仮に、申立人が誤信していたとしても、重大な過失があったといわざるを得ないことから、申立人から要素の錯誤による無効を主張することはできない。
- ① 申込書には、申立人自身が署名捺印しており、かつ、商品のしくみ・リスク等について説明を受けて、その内容を確認したことを認める趣旨の申立人の捺印が存在する。
- ② パンフレットには、太文字で、「この保険は・・・預金とは異なり、元本保証はありません」と明記されている。また、一時払保険料を 1,000 万円と想定したケースを例に、運用実績が－3%、0%、3%、5%の場合の受取年金額・積立金残高のシミュレーションが記載されており、運用実績が悪い場合には、年金が元本から取り崩されていくことが分かる。10 年以内に中途解約した場合には、所定の解約控除があることも記載されている。
- ③ 重要事項確認書には、(a) 中途解約をした場合には、解約払戻金が払込保険料を下回る可能性があること、(b) 保険金額や年金額は、特別勘定の運用実績によって変動し、払込保険料を下回る可能性があり、その運用リスクは申立人自身が負うことが確認事項として記

載され、申立人自身による署名捺印が存在する。

④募集人がパンフレットを使用しないで複雑な保険商品の内容を説明することは困難であり、パンフレットが交付されている以上、募集人はパンフレットを使用して説明したものと推認でき、この推認を覆すような特段の事情は見当たらない。

⑤募集時に同席していた申立人の夫は、事情聴取において、募集人から「運営資金だから、これがいいようにいけば配当金がつくよ」「もし解約すれば、マイナスが、最初の2、3年から、5年、7年、8年、だんだん少なくなっていく」と言われたと述べているが、他方で「元本は減りません。元本は保証されています」とは言われていないと述べている。

(2) しかしながら、本件では、申立人が契約申込み当時73歳という高齢であったこと、変額個人年金保険の性質（運用実績によるリスク）を考えると、募集にあたって、もう少し配慮があってもよかったと思われる。具体的には、申立人に対する商品の説明は二人以上で行い、申立人が説明を十分に理解しているか慎重に見極めたり、申立人の推定相続人を一人以上同席させたりすることがあってもよかったと思われる。本件では、夫が同席しているが、夫も当時76歳に達しており、同席者として適切であったとは思えない。